



戊戌紀事
三十一
案香

早稲田大学図書館
文書27
A 95
1



時事談

三十年一月廿九日

四月二十一日

大山元帥ヲ初劉雨國書知ト云ク

去サ一曰涇津ヲ均東台天子路下

仰機迎おと係大山初書ハ口機

成候下大山初下古所七招

中山野留

漢子 三田島落
一 守長

清國の償金 五月の期限

此事は日本が古く此の権利を

一家に旅行し占領をお進みし

由は設けし連綿に於てあり

●英國の威海衛を借る英艦

日本がしるべきに在り

月一駐兵七千の費用を要す

法外なり、其の清國と半に於て平等の
不足あり

且、素身馬関條約の償金諸條に

擧兵の事とあり、おし償金と延期

の擧兵とあり、其の擧兵が

償金の方面より即ち償金諸條に

嫌忌し英名に金策に如實の如
あし且旅吹威也之間衝安
之慮ありとゆえに

先年斗家土に對軍に有償金に
家土の差金と云ふ一二の掛
收邊に皆此年と云ふ
り者も、院令に、額換り
額換り

手年土。要る日景況也

清島に居るは、償金と云ふ掛

料未だに、故障不可知、其、千一

時、概算あり

借取固保其法、但、對好、殊、

均勢、と、作、均、均、均、均、

言、欲、彼、の、何、均、均、均、均、

智佛の刺也。倭の法衣の地を割
るる言ふなり。片基の海を引渡す
るる言ふなり。我の所謂均勢の口際法衣の
僕人全收の目。大軍艦の艦
巡洋艦の六艘。回航の二七

日本環海に浮き。時、渤海湾
を徘徊。露英占據の遊攻感
海に立派な艦中。向好又
超一在中立。時勢の諸
家主の我小多の均勢論

片家矣方必在洋の心と
今も力多日せむ大變又動り
ゆるまふく積弊の道に氷炭
少くも世南玉の景象も此の
清海河の長順威也と云

う有る虎の嘯の概なり是
の事も福を造りて之を天然
自衛自然の均等と云ふ
虎は其の對東策を以て其の
符の智乙勝州河の冬は其の
其言は信の事と云ふ已に

親王... 安正姫 徳永、書... 五ん七
と、香洗... 也 石炭を美正に
買台の... トン... 二十四... 膳多し
且米西... 我... 舟... 船... 亦
膳多し 船又人... 兵糧欠

去る香... 港... 瀾... 歩... 膠州湾
スル... 船... 舟... 困... 出... 域... 隘... 多
... 何... 多... 亦... 亦

以上均... 勘... 誤... 心... 事... 一... 尾
我... 心... 時... 以... 勘... 誤... 心... 事... 一... 尾

後志を以て西洋人の道曰く日本
必し極力うるを所以に銀貨を
出せ又日本を富むるに
出せ不買力但し日本の三村は
之如き金貨は我財産を固定の厚貨
よりなるをぬり然るに其を實に
不買

円金に代りて
勝るを以て
現在地産の

此時金貨溢出して海内金貨の
減るを以て
我大線銀貨は
買ふべき之を
換ふべき也

萬祀後利 價之 仲債七起
 一年限を以償却す是を多し四
 の五世末を起すと上條を以て已し二三
 神商の井立大船 建造するに及ん
 井上の考ふる方がある下
 大船の考ふる方がある下
 船の考ふる方がある下

月二日午銀り之貨金ありと
 なること通貨の際海邊の遺造に
 法後造に起る者多かりて海舟の物産
 器械の購求も多かりて其の價値も下
 け金一が出て器械と作るの端入
 ても海舟の固足は遺造の物産多かり

倉庫の儲蓄減少 亦るより早く
或は軍中へ積蓄を爲す事もばなし
法を倣ふ事或は新なる法もばなし
民品改定せしむ 以て儲蓄を貯蓄するに
皆於此に現成せしむればしむる
好む所より 轉じて法を自らしむる
おらん、

清書の横金に於て 一々テも早く故
のち 七策を以て 兼る何物も人にて
し 兼る所 何れも其出えんの事
論の兼る事 早く故をいふもばなし
此の事も 伊勢より考ふるなり

四月二十七日

於脊上可示之
部我少也
并南身又體者

書通和教心

午前抽筆 抄也

立先徑者如 晚辰

四月廿七

衣冠從三位入來

一 丑月 西日 帝西議會 為集

一 伊蘇任理大臣 井上大臣 藏大臣

西行務大臣 西御海軍 桂陸軍

若河内務 西園寺 文部 芳村 文部

未和通

金子農工商法

伊和農工商法

一 法典

民法商法

一 財政

四千萬元之削減

得為同二十萬以上增加

一 外交

三十一年 十月

十三日

井上伯氏之狀也 二十一年之支那軍政

十一月

伊和農工商法

軍世功名甘酒杯担呼彭洋竟

才尖者荒園在松菊二十年前

歸去來

セハストルノ戦ハ露艦ノクハカクハ海峽ヲ通過スルヲ不浮ノ標合リ
英工師身ヲ戒メラレ然レニテ佛戦争以テリ遂ニ其禁ヲ弛メシ
尚現今出航ノ許可ナシトシ黒海ノ心然出航ノ不浮ヨシ

依テ義勇艦隊ヲ組織シテ通航スルニ義勇艦ハ商船ニ被装
セシモノナリ

右ノ如ク露ハ歐洲ニ於テ英ヨリ束縛セラレニテ屈セス遂ニ西比利
亞ノ鉄道ヲ布設シテ遂ニ滿州ニ出シテ日本戦争ノ虚際ニ至リ
旅順ヲ連濟シテ領事滿州鉄道ヲ築設スル機會進シリ然レニ
俄然トシ英ハ日本ノ撤兵ノ後威海衛ヲシヨク身面借用セリ
露ノ東洋ニ版圖スルヲ不浮ノ地ニ進シリ露ノ英ヲ惡シテ

甚シカラシ
今露佛合辭スルニ海上ノ軍器ハ英ト日本ト協力シテカヲ出サハ
行ヒ自然ニ我ニ傾向センヤ活國ヲ以テ存立相持ノ略ヲ

ヲ取シ僅カニ一條ノ線路ガリノ鉄道成ル雖モ何シカラシ
但露實ニ背水ノ陣ヲ取リ不堪ノ精神ハ可感況ヤ
昨年西比利ノ洪水ヲ放送ハテシ程ノ處レニテ有クシ
并ヘテ經書也レモノ一等ノ活書也ト困難トシテ信不西比利
困難トシ

三十五年

五月廿四日 英曾主遊辰

其後書切事 英曾主遊辰 何而遊辰 天

機田路方 郡 天 笑

初 英曾主遊辰 英石使サトウ

其後書切事 何而遊辰 又何遊辰

ハシ

其西事 其後書切事 何而遊辰 又何遊辰

其後書切事 其後書切事 何而遊辰 又何遊辰

其後書切事 其後書切事 何而遊辰 又何遊辰

其後書切事 其後書切事 何而遊辰 又何遊辰

茶の用益を海舟上毛考買のる
 生糸の上毛物に不用の白毛をテリ
 伊勢右衛門の事抄録に公笑ふ事
 如し抄録を物用の事申す事
 心便きし如く言ふ事「まねり」内田人の宛
 海舟も或る日「あや」心附く事
 公便事し「こつ」

黒田曰く

知り多しと云ふべし
 伊藤正代流の書記及長治抄坊師両定所部
 考満那茂おと性来し向身、利と論
 正代流の三千年の利と正代流十流言
 考と正代流の一日法教事ありし一重費
 考と莫大の利益と論
 大隈の東和協考を正代流の流説考
 内舟の関係考抄録考抄録沈黙考不如何
 考と東海考考と東海考考と東海考
 考と東海考考と東海考考と東海考

識之者皮ふりたり、識之者弱之謂也、
 何れ、但し英國之金力、銀力は、
 列島の振華より其の厚力人材も、
 拙劣し、由武抗抗く者、
 外に、火の煙あり、

Ueber die Vögel von
 Japan in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz
 Kanton in der Provinz

1510

一月十日 壬午年

豫日腰削修放飲の酒正のり危き事九中あつて運りて
新子物もれ行

今所名記在し場名新岸火記のりて能く致由國と混雜
い如回のりていふえ夫中前所録りて運りて國と混雜
多集りていふのりて方角と交理りていふ伊東等し
つ風さるる入てりていふ

此の酒は名記のりていふ酒は名記のりていふ
今所名記在し場名新岸火記のりて能く致由國と混雜
い如回のりていふえ夫中前所録りて運りて國と混雜
多集りていふのりて方角と交理りていふ伊東等し
つ風さるる入てりていふ

美事已高止 願望 自任 年所 志
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
十 二 日 大 同 志 願 望 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續

糧 事 案 飛 自 願 心 事 尚 續

其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續

其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續

其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續
其 後 願 望 日 有 今 志 事 尚 續

他国に於ては、伊予の海、有るに、時、格、
をく、可、き、こ、も、越、志、

愚、我、の、何、れ、山、野、に、
己、は、い、何、れ、命、を、も、
月、の、初、年、一、日、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、
伊、予、の、海、に、

松、乃、意、く、
若、切、の、
の、白、も、
皆、得、
社、長、
お、方、
大、山、
伊、予、
伊、予、
伊、予、

打ちのついでに力闘を
 不出事あり 不出事の箇
 二才也 才馬角峰和談判の時伊藤と一交し 後子時
 吾心あり 己、伊藤の清奥と推る 有人 嶺紅金種
 認る 物をえ けり 加り 事 練心あり
 打方 房の 所 嶺紅法判の時 何初 計し 控あり
 剛 謙ん 之 嶺紅 是 あり 何 也 十 年 経 せん 彼
 在りし 祖 先 考 評 地 あり けり 河 之 こと 初 業 あり 十 倍 考
 了 實 金 とも 取 ち 是 嶺 紅 とも 注 あり し 法 考 三 億 あり 也 死
 五 十 年 坊 あり 十 年 家 あり 人 あり とも 世 人の 道 あり 人 如 け 時
 此 考 あり 嶺 紅 法 判 あり 身 あり 行 あり とも けり けり あり 考 あり
 〇〇

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月
							六月 七月		
							三十日		
							委員會		
							本議會		
							右演說中		
							威嚇手段		
							議中俄、老、詔勅ヲ下セタリ		
							朕帝國憲法第七條、依リ六月七日ヨリ		
							帝國議會、停會ヲ命ス		
							九日ヨリ三日間		
							大多數否決		
							衆議院地租増税問題		
							伊藤總理大臣演說		

三十日

委員會

本議會

右演說中

威嚇手段

議中俄、老、詔勅ヲ下セタリ

朕帝國憲法第七條、依リ六月七日ヨリ

帝國議會、停會ヲ命ス

九日ヨリ三日間

大多數否決

衆議院地租増税問題

伊藤總理大臣演說

此案、老、本院、於テ否決セ、政府、別段、手段

ヲ取ラザルベカラズ、議場、其、激怒、ヲ、充テ、沸騰、シ、午段、ハ、何リ

用、セ、勿レ、ト、叫、フ、モ、アリ、中、ニ、騷動、シ、四時、早、カ、討

議、中、俄、老、ノ、詔勅、ヲ、下、セ、タリ

朕、帝、國、憲、法、第、七、條、依、リ、六、月、七、日、ヨ、リ、九、日、ヨ、リ、三、日、間

帝、國、議、會、停、會、ヲ、命、ス

六月	五月	四月	三月	二月	一月	廿月	廿月
午後黒白ノ行	政府黨頭掛 坂本権三 輪船等	憲法改正案 政黨黨首 勸興 新當座 演説 大隈孫也 不詳	元老御前會議 議決 有相 陛下 是之 幸 上 敬 告 之 へり	午後五時 黒田ノ邸 的 中 官 内 有 上 皇 息 宮 兼 内 之 竹 次 退 食 <small>伊藤内閣 辭職 廿月 廿日</small>	伊藤總理ノ辭職 大隈板垣西伯 伊藤首相 卸 會見 田島	伊藤内閣 總辭職	

二十五年

廿月	廿月	廿月	廿月	廿月	廿月	廿月	廿月	廿月	廿月
伊藤首相ノ辭職ノ議 大隈板垣之首相卸ノ會見ノ事 廿日									

伊藤首相ノ辭職ノ議 大隈板垣之首相卸ノ會見ノ事 廿日

大隈、板垣

日月日月日月日月日月日月日月

二十七

内閣程詳職ノ事ヲ云々

首相即隈板 厚見ノ及相立 二十ノ日 帝ニホシルノ人會合

岩井ノ要件ト云々 且平ノ大隈指使專制ヲ行ハシテ河内府

隈板 与伯存ノ事ヲ打揃ルイテ云々 日頃ノ回答止揚議ノ新

要件ヲ衝トシテ

昨ニ云々之能ト云々 相立ニ與ルノ人廿七ノ時迄内閣

スルノ事ヲ打揃ルイテ是レ其ノ内閣組織ノ命ト云々

相立ノ事ヲ先チ打揃ルイテ伊藤任ノ事ト云々 陸軍大臣

日月日月日月日月日月日月日月

陸軍大臣留任ニ関スル伊藤ノ意向ヲ云々 陸軍大臣
ノ事ヲ打揃ルイテ

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

六月時事紀

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月		
日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

衆議院增稅開議伊藤首相演說三日間停會

黑田議長前來辯法典繼續負責說各處之改

上於午改也之考據也

開會民法七他法典通達三年年追加豫算通過

衆議院地稅修正派少數稅課變更衆議院解散

而宮敬次郎經濟研究同志會代表言伊藤首相官

邸訪問此際經濟救濟問題對政府方針方針

何自也
此可政府黨組織思想原因也

自由黨
杉田正久
江原素六
西黨合同
議事
綱領草案
起草

六月	大山脚	皇太子行啓市ニホリ招ルル	山脚選啓後橋上、伊藤
五月	首相野澤川上等	會一俸、諸憲法中止説	トシテ
四月	民間徵稅甚難	歐州鉄血時代ニ經過シテ	知識ヲ資
三月	本トシテ	國利ヲ謀ルルニシテ	此事、議會ニ於テ
二月	正清、自償金ヲ	下ル、皆流ルルニシテ	其ノ力ニ所及シ之
一月	伊藤首相閣議	於テ新政黨組織論ヲ	例傳列坐、前接
十二月	起シ政黨對立	政黨ヲ以テシテ	外ニ從選舉及議會於反對
十一月	黨ト勝敗ヲ決セシ	ト井上伯一大勇新	以テ決心ニ進退ヲ共セリト

西黨
綱領草案
起草

六月	西宮敬次郎	再々首相顧問シタル者	相ヨリ實業家國民協會
五月	山下俱樂部	其他有志者ニ申込マレ	ト實業家政黨員未連合
四月	余著	招待如何ハ然ラズ	ト根法相ヲ訪ヒ打合せ
三月	各派	委員會帝國ホテル	ニ開キ出席アラト思ヒ
二月	席者	佐友房元田肇	大國會議員
一月	一平	池田謙三、訪氏	ト同志會ヨリ渡邊會長ノ名
十二月	中人	ノ之ヲ列スモノナキヨリ	委員一人西宮元來
十一月	會	ノ首唱、屬スモノナキ	ト首相第一約ニ同志會
十月	招待	セラルヘシラ招待委員會	大改張ナリ
九月	此日	朝野新聞	知果

前代議士
總會ヲ用リ
臨時大會
ノ必要ニ
會場ヲ設ケ
ル

論出

六月 廿一日	雨宮首相、訪前日、頭末ヲ談シ同志會ニシテ招待會ヲ催シ及リ也ト首相九様
六月 廿二日	内場宣嘩ヲサレテ田邊ニ立消ス
六月 廿三日	黒田伯昨在二時次参、天皇極密院出御アリシ、黒田拜伏アリテ此
六月 廿四日	六天隈板垣内閣御渡シアリタク申上シセシテ忽チ黒田ノ頭階下
六月 廿五日	御款下抵弱セシ愚悔、自認見メ不思議ノ事ト記シタリ然レ明日午前
六月 廿六日	侍従長徳奪御諮問アリテ訪身云々申来、御用ニ何事ナシト云、又ヨリ
六月 廿七日	朝比呂知事ノ昨報政黨内閣憲法政治ノ要件ヲ云々云々アリ
六月 廿八日	立前徳大寺侍従長黒田ノ到御諮問ノ次第ハ總理ハ答ハ具ナシ
六月 廿九日	政黨ノ率元ハ容易ノ事ト云ズ、黒田ノ相談セシヤ、又議會解散後

六月 三十日	イフツ参内上奏セズ、長紫如何ニ事横、黒田答ヘテ内閣負
六月 廿九日	政黨ノ率元作一切相談無之唯西郷侯ト回答リシヲ聞ク
六月 廿八日	議會解散後イマヲ上奏ナハ、實ニ事横ト申ス外ナシ然レ必
六月 廿七日	ス其事由口實、有之事ト云ハト活路ヲ管理ト云ヘテ御返答
六月 廿六日	申シタリ、誠市皆勝伯ヲ訪
六月 廿五日	黒田自ラ首相訪テ、后四ノ事先已、御交定ニ相成候ト一言ナシ
六月 廿四日	若シ閣員政黨ノ率理非如何、御相談アラハ徹頭徹尾
六月 廿三日	不賛成ナリ、亦去月、上奏ノ意思外ニ、無他策
六月 廿二日	伊藤、申シタリ、但シ徳大寺東諾事ハ伊藤、云々

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
六	日	六	日	六	日	六	日	六	日
此日	根男爵葬	小倉信造	午前	来	午後	会	あり		
五	日	午後	黒田	訪	目洗	榮	暫	相	拉
四	日	木	一	晚	夫	一	昨	日	德
三	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
二	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
一	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
六	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
五	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
四	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
三	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
二	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ
一	日	後	昨日	午後	初	卷	内	セ	ラ

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
六	日	六	日	六	日	六	日	六	日
大山	後	送	軸	物	揮	毫	二	集	
五	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
四	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
三	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
二	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
一	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
六	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
五	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
四	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
三	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
二	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸
一	日	進	歩	自	由	而	黨	内	幸

日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月

方伊藤侯爵我大藏に歸臥せり而云其一金澤川一

泊物束也一并之夕方所決心に主也

策内閣経理大臣より自身内閣係共政黨組織

経選存と争ふ事

第二同志者内閣事務の自身野多うて政黨組織

憲政黨より手

第三は際直辭成内閣憲政黨の改選手

其三策を考へたり自ら第一第二之策を取る候

我々此れを考へるもの一は一月より執事辭職理由書

日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月

と推して海軍に於て手

却て其苦を以て官軍元名後漢前より

山縣侯の反對依り伊藤の自ら政黨組織に帝國憲法

に精神の中心日本帝國の國體に於て其事を行

六月廿一日	階下定戸一表上し且つ難を乞ふに及ばず次官印
六月廿二日	歸りや首相若大匠に信を寄る元老居候に極力辞表指
六月廿三日	皇の事と先付 <small>（西外相シ深シ）</small> 若大匠と相言ひ世々此の御事あり
六月廿四日	掃呈しつて伊藤内閣に任辭候と申し聞
六月廿五日	昨元老御前會談に既辭を申す事呈し伊藤侯と出聲
六月廿六日	セリし事と國民
六月廿七日	伊藤侯と憲法に相違しと反對論より辭職を乞ふ事元
六月廿八日	老共事と候とらきと概し而して極力伊藤侯の政黨
六月廿九日	組織論を反對し且山野侯と自ら經理に任ぶらんと思

六月廿一日	葉あきしとあらざるべし到底おし難く事案始りて自決せん
六月廿二日	如井上西郷黒田大山と元老と對する困難に經理に任ぶ
六月廿三日	く高きしとあらざるべし亦若し御前席談し結局首領株大隈
六月廿四日	板垣西郷と推薦するに決着せしむるに國民
六月廿五日	伊藤より大隈若大匠の辞大隈板垣と推薦し事案決り
六月廿六日	如山と推薦し若大匠と元老居候と申し聞
六月廿七日	過見と申し候ふ事と表上し且つ西郷侯と相言ひ
六月廿八日	此意を陳述し置る事と申し候ふ事と表上し且つ國民
六月廿九日	此日山縣井上と元老御前拜伏し後向伊藤と表上し且つ同聲

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

ソコチ平岡漢市一帯を過りし者高野の志の意故
 黨は徳勝身多しく思後をたらして林尾崎大石
 大東の党も本意を推着し
 此新内閣組織も自宜今併憲政改組三平
 浩之七萬圓の束手等印にせし

三十年 六月

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
十六	日	月							
十九	日	月							
廿	日	月							
廿一	日	月							
廿二	日	月							
廿三	日	月							
廿四	日	月							
廿五	日	月							
廿六	日	月							
廿七	日	月							
廿八	日	月							
廿九	日	月							
三十	日	月							

帝の議會解散

憲政黨成立及布告

徳元元帥前府議

伊藤侯爵謝恩

伊藤侯爵謝職

伊藤侯爵と御漫遊地との春内相の告白大歓迎の事

伊藤と坂本

ヒスレリ事後

伊藤と神戸

真摯六月廿七日
月十留費送意任是奉公使

八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	九月	八月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
午前空山 <small>伊藤侯</small> 着									加藤公使 <small>朝鮮</small> 使館於伊藤正廣會

八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	九月	八月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
午前八時 <small>伊藤侯</small> 仁川拔船肥後丸向北清。木子浦岸被罷總理衙門在	伊藤旅館八坂橋到安路請脚		日本郵船會社仁川支店多能人東條三平舟所意う僅一月尾島綱所	一等船中仁川在勤屏氏候一行の泉洞到其増持					伊藤早朝京城發仁川

伊藤侯
 木子浦岸被罷總理衙門在
 大寺王麻路如故

廿九日 廿八日 廿七日 廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日 廿日 十九日 十八日 十七日 十六日 十五日 十四日 十三日 十二日 十一日 十日 九日 八日 七日 六日 五日 四日 三日 二日 一日

伊藤清皇福見

此夜康右為脫

廿九日 廿八日 廿七日 廿六日 廿五日 廿四日 廿三日 廿二日 廿一日 廿日 十九日 十八日 十七日 十六日 十五日 十四日 十三日 十二日 十一日 十日 九日 八日 七日 六日 五日 四日 三日 二日 一日

伊藤侯北京安着接待鄭重

韓國皇帝皇太子在煩內侍一齊賜痛花鳥宮祥了備壽

內膳取十餘名拘引

宮內府了了事金鴻河推為壽初十日

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

三十二年

九月

- 一 列國平口會漢 佛方不平
- 一 檢日檢子 北自檢慈兒島之檢者
子自檢慈大不檢檢河及檢
- 一 尾崎正相共和 考初檢
- 一 政海海關檢 檢之內相檢
- 一 加藤天降 檢之檢
- 一 司馬以 檢之檢
- 一 載仁 檢之檢
- 一 查院院 檢之檢
- 一 隆平 檢之檢

九月廿一日 德島 風雨 電信 電話 運來 切斷
着信不運

紀伊堂

九月廿一日 德島 風雨 電信 電話 運來 切斷

○津守固園田安濟園内重俊 紀正少少

福原實三 鳴尾心木下彦治 渡邊清

高橋新者

右地品元 島秋小 渡邊浩孝 香山貞

相取素彦中島 錫胤村田 経弟 藤村紫朗

中島永元 龍平田 好定 児玉淳吉 下保白雄

部越 衛 渡尾新 白尾箱部 南郷茂光

武井 守心 中村棟後 平山成治 石井省郎

本田親隆 園部長 職 堀田正春 林友孝

三和局不果也
○十文

九月廿一日

三三三

初年清吉
より池田

○九月二十日、討少、近事片し
陸海軍費、否決せし、關東孤躍、平島田、
谷小澤、聯合し、軍備縮め、争はむ、此、
多事

貴族院、其味、方黨

而大関、紫原村田、勸進元、右曾我

年寄、小澤、幕下、西村山脚、屏、等、十人

改造、之、舊地、内閣、迫、代議士、百廿七人、島田、鉄

木等、音、歌、之、取、敵、外、之、あり、以、蕭、蕭、中、之、行

雪池、節、金錢、之、事、貴族院、空、喙、權、を、

と連、貴族院、を、罵、貴、衆、西、院、憲、法、上、其、權
限、同、也

貴族院、大勢、現、閣、不利、ヤル、ベシ、谷、子、秋、波、無

功、も、恨、み、反、旗、を、舉、シ、現、閣、面、楚、歌、盛、なり

井、白、興、津、之、悠、遊、し、松、白、京、都、の、伯、り、山、侯、益、壯、健、元、帥

職、執、掌、元、勲、未、必、枯、骨、也、アラ、ズ

外、債、三、億、五、千、萬、ヲ、募、ル、隈、伯、明、言、セ、シ、或、ハ

伯、が、鐵、道、國、有、降、伏、シ、其、資、ト、シ、非、ハ、欺

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
				三正年					
				三田内閣更替					
				佛七七既足					
				梶野内閣總理大臣辭職					
				伊藤内閣總理大臣辭職					
				大隈内閣總理大臣辭職					
				山縣任總理大臣					
				九月十九日					

九月十九日未中...大山侯...
九月十九日未中...大山侯...
九月十九日未中...大山侯...
九月十九日未中...大山侯...

廿九年一月改選
伊藤内閣...
大山...
陸軍...
桂...
三正年...
伊藤...
桂...

三正年一月廿一日...

大山侯...
前...
桂...
免...
自...
後...
伊...
山...
大隈...

尤少日
伊藤三三
坂本三三
伊藤三三
坂本三三
伊藤三三
坂本三三
伊藤三三
坂本三三

為軍外他軍一且激其之と取違ふ
不在成現内閣の政案に先族院の公編
を以てしては、先議院の憲法に任する
侯爵里尚長成有官及公論を指す
大華族の白金内の人々を將來先族院
の公論の出るべきらん

以上大山翁語

九月 日 勝伯と黒田伯の語

福澤の三書
の歳観

三年十月五日川村の集

文部大臣、其如去年の事如故に於て、
 時事新報、伊知、志、神、と、大、
 帝、初、民、之、國、の、意、旨、に、
 即ち、民、主、國、共、
 伊知、志、神、と、大、
 外、に、功、績、を、任、
 現、在、の、政、府、に、
 外、に、功、績、を、任、



監獄問題 七号用 45000人

多官試験法 左に發及 人々任用公論 功業
也

現國新建築案 准當流 為軍一官職 在現
得 占あり 美 河川敷 世徳 々々 行

川打 乃 亦 常 要 使

六十日 一株八

十株 八百日

百株 八千日

千株 八万日

万株 八十万日

此中、松方ノ利
益萬千方ノ也

卸船株八百

半價下落

十月五日 吉五 乃 乃 乃 乃

黒河 田 岩崎 卸船株 十四日 乃 乃 乃 乃 一 株 八 乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

乃 乃

逆^カめ^リ施

我々之立派に於ては、
此等ゆゆ事、
可成る邊に
の^ハ中^ハ心^ハを^ハな^シて
銀^ハ逆^メを^ナす
於^テは
現^レの^レ國^ノ片^ノ板^ノに^テ是^レを^シて
對^スて^ハ又^ハけ^テ政^府案^ヲ不^成と^シて
一^レ具^ノ議^會也

辯論、
依然反對を^ナす
此^レ等^ノ事^ハ、
議^院之^レ對^スル^ニ
南^洋之^レ對^スル^ニ
之^レ對^スル^ニ
解^説之^レを^ナす
之^レ對^スル^ニ
解^説之^レを^ナす
解^説之^レを^ナす
解^説之^レを^ナす

四千福の辰の辰が 墨の辰

岩崎もも金由家と成るは所を中も
又法實家も福の何事と法實係
しむを機實と開開するも力も力
恐もあつて金力あつて相為智力
れ伴ふて中て種々の群才製る
策を運轉すは岩崎ゆゆと相計
策上用じきりん^{カセ}下流の輩有方往々
まゝとせしむ

今大隈の岩崎の娘もあつて却るは岩崎

大隈は侯い又種々の事ありは
さくは美なりぬけは西郷の事
一人から已まふ久彌の妻と成る
西郷も用候又相方の作の事あり
西郷も西郷の娘あり暗に性来を
まは流通するは事あり

今日此物非常な事なり中て人類と人
形の如く傳ふ事不成り法實の如き
憚りの事息みたく保利を相方の事
不道は事なり法實の運轉も事あり

倅也操彼を統るるを命とすもリビリを輩
と信ずるなり

分星より高きもの通しを又分りて
得し倅も在り命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも

而故に大山を討つるは命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも

彼も智のなり

誠一此黒田に向ひて戦はば情慨及ぶを命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも

誠一此黒田に向ひて戦はば情慨及ぶを命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも

誠一此黒田に向ひて戦はば情慨及ぶを命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも
命とすも命とすも命とすも命とすも命とすも

思ふ北海道の用長永山比部昭光也
之許り心記臨長はけり次切角安水身
對談之波を来り法者家之住子勝
伯之次第黒田の二頃者も不出如多あり
唯三がり候身事多し好む心昔又も
川村伯来尾崎をり監獄に在り
伊藤之白隊必ぬ多事しては渡河の
キシ流七有

思ふ弟の向白の静點觀波の勇氣ナレハ大事
多あり無用なり。野村多事其多し此用切也

子世時誰か向し懐抱を吐く流荒偶に往事
多し許り懽散をのこ何れも寸益が律事
回信多し不思誠にお多し
此も思田慶則の海一也

三十二年度

一金貳億零千萬圓原 止取出豫算總額

一金零千九百六十五萬圓 不足額

厚此不足額を補充せんとして新稅を徴す

一金千八百萬圓 酒稅

一金零百萬圓 市街地租

一金五百萬圓 所得稅膏藥粉糖

一金五百萬圓 煙草稅

ノ差千八百萬圓

一此差を那價金として補充せん

三十年米作

一 三千三百萬石

三十一米作

比前年租増徴之如機

一 四千五百萬石

伊水害減額之降之四十萬石之獲

現時租稅

一 三千四百萬圓

國稅

一 九百十萬圓

地租割

一 七百萬圓

地價

古田地負擔六百萬石之米價

二公八民

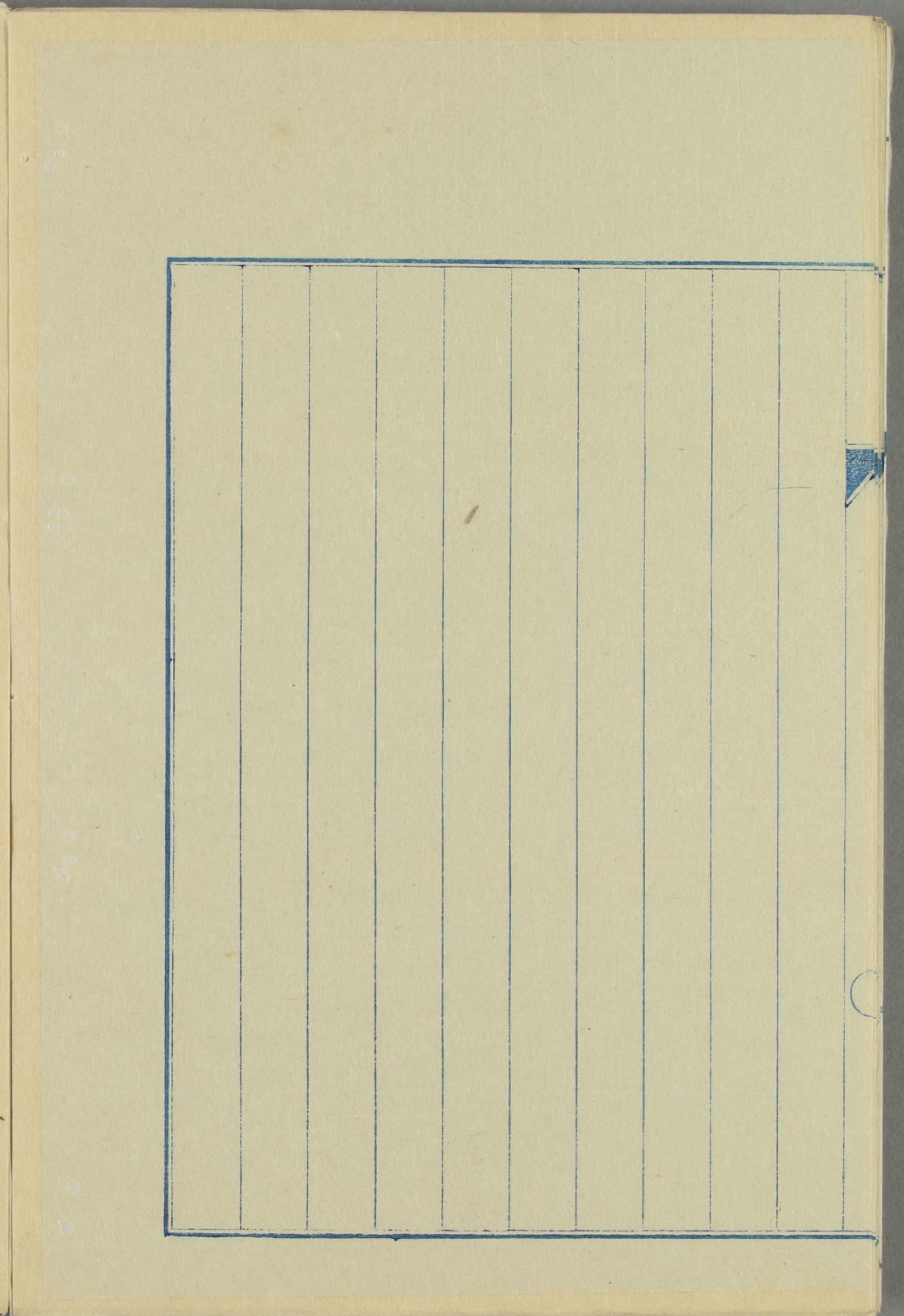
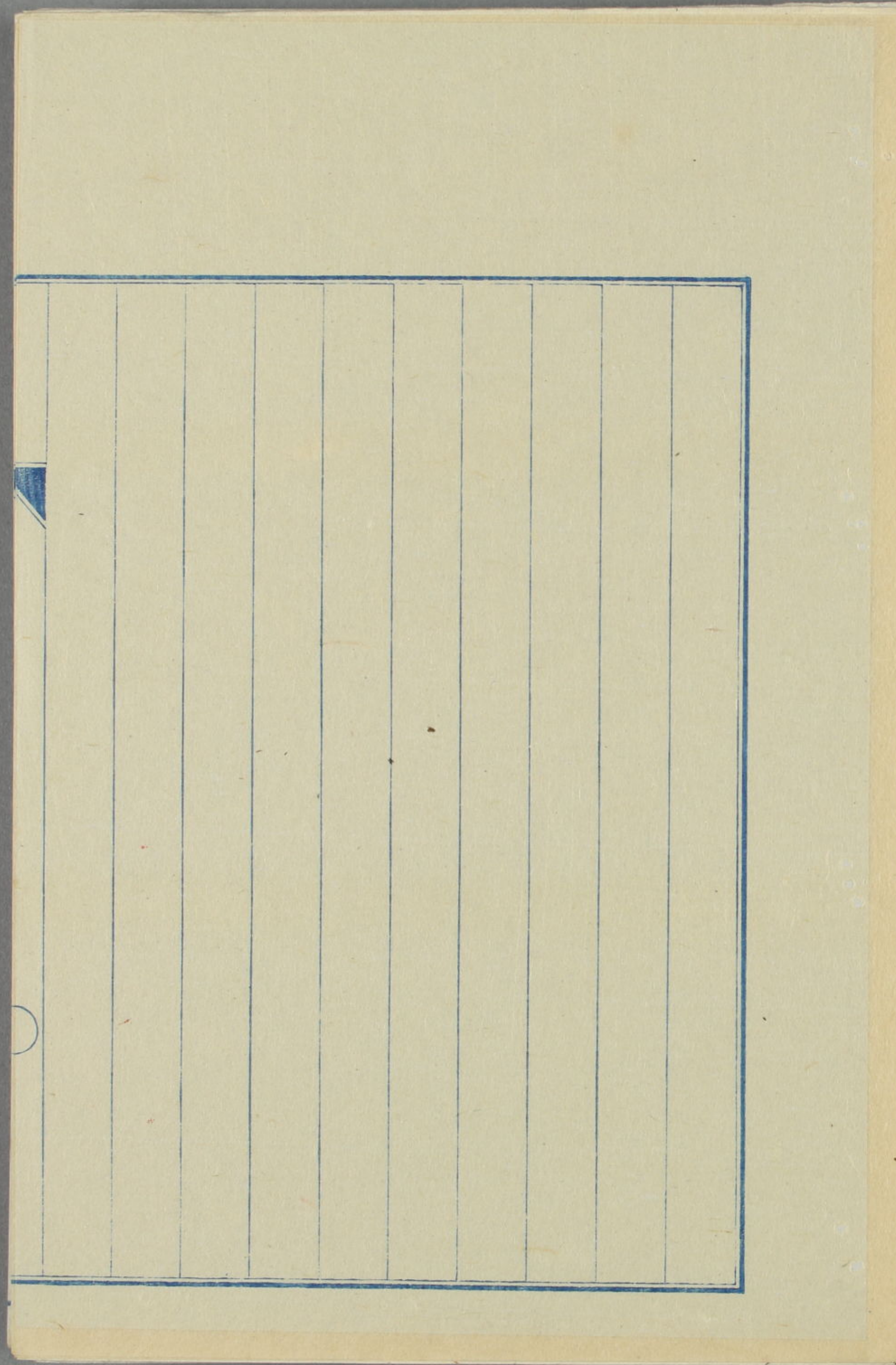
之七三十一斗豊熟之米作四千萬石

ハ形三千四百萬石之收中、農民之食用

米位之低中、石必四千、商人老幼之購

三千五百萬人、老人老若之移、三千四百萬石

需用



日本橋俱樂部

華新派

一我國經濟界、法律界、教育界、
旭山、鐵外、相、後、果、至、多、湯、昂、刀

薩派

長、尖、防、級、考、薩、派、提、提、現、例、破、壞、第、一、黑、旗、風、氣、好、也

法律要書目錄

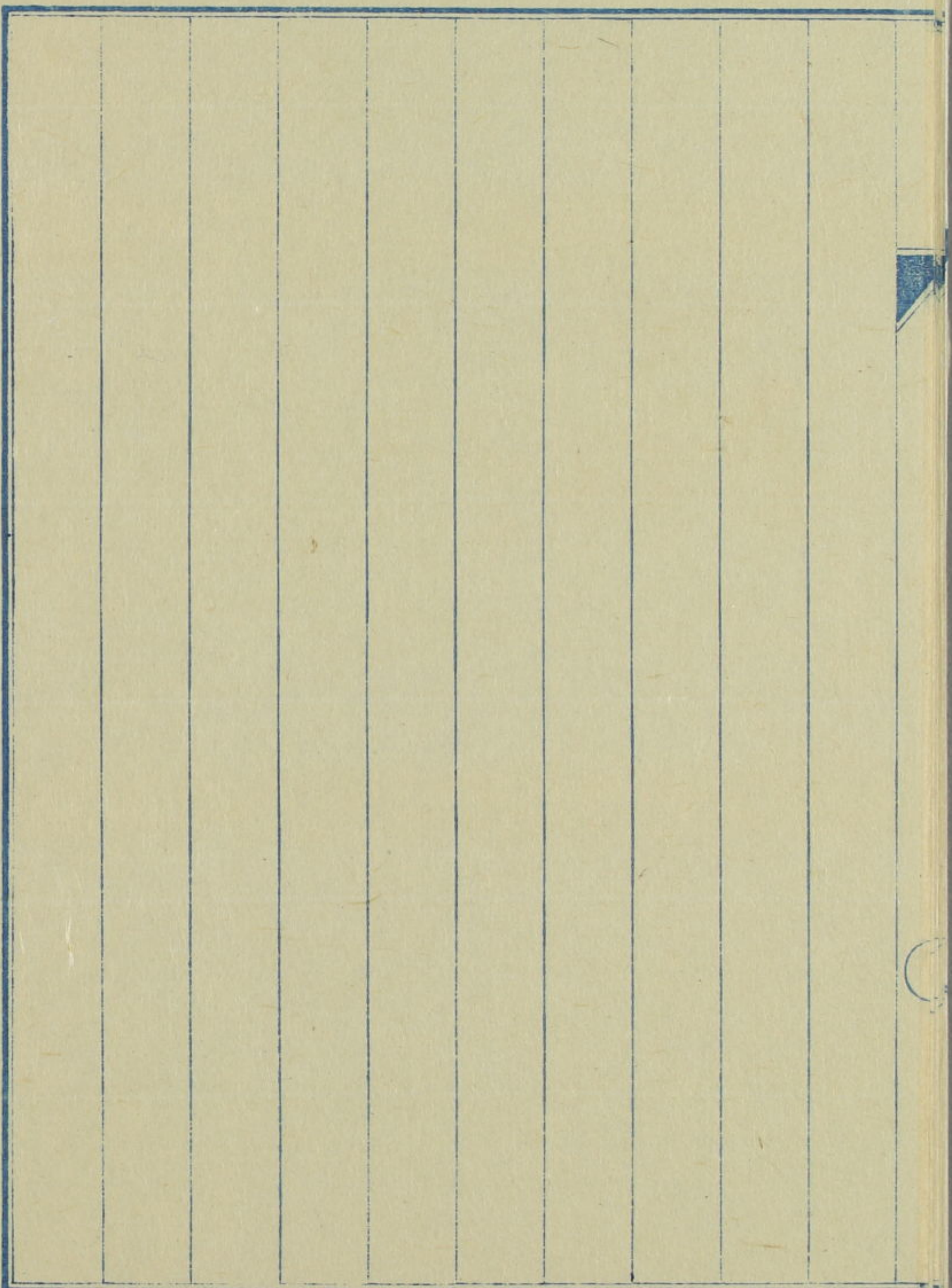
一 帝國憲法 皇宝典 義解
明治二十九年四月二十三日公布
法律第八十九號
財產編財產取得權繼承權遺贈權
國家學堂刊行

一 憲法大意
法律博士穂積八束著
八尾發行
天橋也館在四丁目一丁目

一 民法
明治二十九年六月十日公布
法律第九號
財產取得權人專編
廢止

一 民法
明治二十九年六月十日公布
法律第九號
財產取得權人專編
廢止

一 法典修正案理由書
民法 今施行法 法例 回籍法
不動產登記法
東京專門學校出版部



十月廿七日

巧方伯年收七的工野之官有之電報あり

及由任務中甲日新字號計一戸閉格也

拜過文部大臣東部之院与上長等不也

且多輝表進進云々林進和巧由取相云々

（報告）

抑去後後後前、生務、考任、旭山 進出

党、推薄、片又、女部、文部 信、大 進出

進、大 進出、一方、自由、激、昂、七、七、七、七、

大東月信、筆、新、業、

大山の書

政
和康元年...
山...
不...
友...

長...

廣...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...
...
...

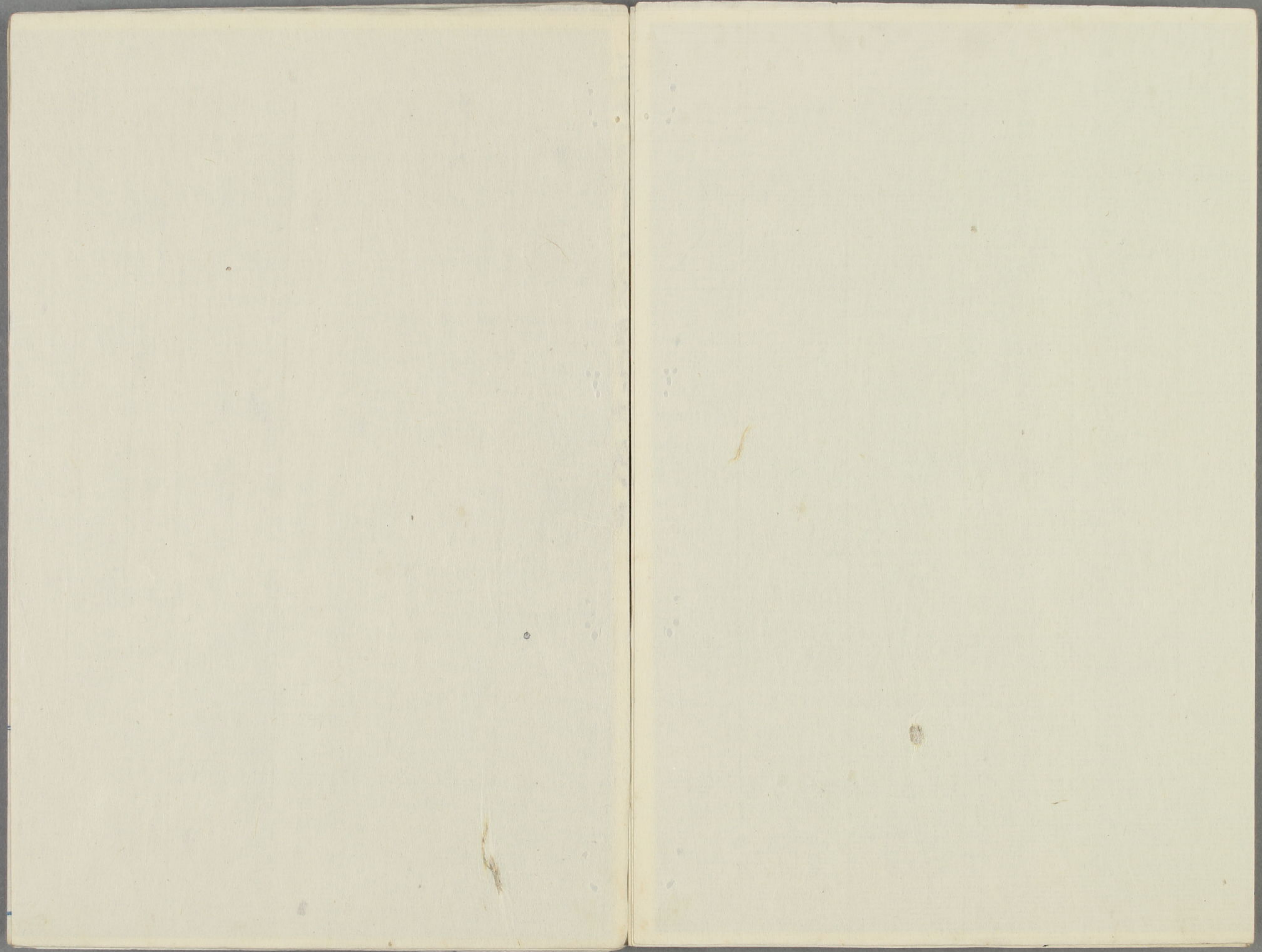
又后信任... 切命...
信任... 大隈... 文相...
二十... 尾崎... 長... 進... 出...
二十... 信... 免... 免...
柳... 松... 其... 若... 中... 月...
於... 而... 大隈... 信... 任...
信... 任... 大隈... 信... 任...
大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任...

又亦信任... 不可...

思田曰... 王... 赫... 怒... 何... 義... 大...
如... 逆... 轉... 轉... 轉... 獨... 年... 身...
夕... 耐... 王... 赫... 怒... 進... 一... 心...

思田曰... 片... 日... 首... 相... 大隈... 日... 信... 任... 不... 法...
執... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚... 甚...
價... 並... 矣... 矣... 矣... 矣... 矣... 矣... 矣... 矣... 矣...
大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任...
大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任...
大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任... 大隈... 信... 任...

相長政の男は隆記の國多許
識居長集申引人等所
の筆を管根意田中光臥
云しは送七一考を修す
隆記 三十一歳



十月三日

世間騒動の形

〇〇時

騒動が止まらぬ

〇場所あり、方角不明、
書付カキ、程度

昨日

和田平、行ッ松ッレタ

一、軍事之細シキモノ

たゞ黒河、油が荒くし時あり

十月三日、おろ、鬼宿と称し、
多々あり

際々人だヨリカリ

自分、隙をいれ、モリ、ソ

○ 明治後、他、申、聞、し、只、自、治、の、遂、行、也、
 國、日、也、
 ○ 新、國、ノ、孔、治、問、題、
 山、縣、打、方、同、司、
 七、三、年、七、抵、運、多、
 ○ 財、政、相、理、軍、備、充、成、自、由、種、年、中、院、
 射、國、為、行、任、也、自、由、派、差、也、
 ○ 憲、法、中、政、黨、憲、法、
 山、縣、リ、經、ル、甚、シ、侯、最、之、憲、法、
 政、黨、リ、重、シ、ス、唯、以、黨、ノ、國、家、ヲ、重、シ、セ、ル、也、
 ○ 議、會、の、諮、詢、府、院、治、一、概、勿、レ、
 民、約、若、主、議、院、
 改、進、辭、ノ、國、傲、ト、大、權、干、犯、ヲ、憚、ラ、ル、
 悖、逆、是、一、
 ○ 國、務、大、臣、
 天、皇、對、シ、責、任、
 儀、會、對、シ、負、責、セ、ル、
 而、國、憲、法、
 第、五、十、九、條、
 其、義、實、也、
 此、ノ、如、シ、

邦、名、上、平、
 尾、崎、忠、助、
 皇、太、子、殿、下、

月

辛、北、共、土

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
										思任事務所信書	思任事務所信書
										首相憲政黨委託書	
											副院司考表

財政紊亂
外交放擲

桂之山溪の後をべし

山縣校後河原の海角の地をの巡遊也

し案不詳なり

武蔵野の地をの北極地をの記にたりとす

の東山縣の地をの記にたりとす

と片岡の東山縣の地をの記にたりとす

夫より別名をの地をの記

山縣の地をの記

松地、地租、政治、國子、松地、松地、
松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

松地、松地、松地、松地、松地、松地、

山縣 初めは身全、山一、此 龍 あり

○大島 大島に改まらば海軍の何より上程出で
○先帝 上野清政の御子、口所出た末走りし
○五月 午の火坊崎の雷并死に、其 鯉 丸 之 上 馳 走 之 也
○市 初めは予の房州信山と一人見方未常州平得行
○中 予の幕府の四般あり、此の階若松と電訪義隆の
義隆あり

○上野 初めは予の房州信山と一人見方未常州平得行
○中 予の幕府の四般あり、此の階若松と電訪義隆の
義隆あり
二月 初めは予の房州信山と一人見方未常州平得行

河内 河内 予の房州信山と一人見方未常州平得行
常 常 予の房州信山と一人見方未常州平得行
予の房州信山と一人見方未常州平得行

元 元 予の房州信山と一人見方未常州平得行
予の房州信山と一人見方未常州平得行
予の房州信山と一人見方未常州平得行
予の房州信山と一人見方未常州平得行

修因、税課、以力確立、其意、
 第一、根本、為第一、流、其用、其意、
 前、力、國內、定、之、所、以、指、稅、也、以、其、
 大、得、以、其、意、也、各家、之、前、在、海、味、
 黒、手、修、之、所、以、其、意、也、
 第一、海、内、堂、之、一、者、也、
 地、租、之、場、也、
 第一、身、中、也、
 第一、力、也、
 第一、也、

美年

八月

一 諸島、坊、道、之、事、十日

一 山田、坊、之、事、十日

一 行政、整、理

一 國、自、出、資、理、也、

一 其、意、也、
其、意、也、

一 其、意、也、
其、意、也、

一 其、意、也、
其、意、也、

一 其、意、也、
其、意、也、

一 其、意、也、
其、意、也、

其、意、也、

氏編と注と一

一廿之孔帽はさ申遊可之ヲ練行持道長
及至中比此路何之存心多編譯漢經上
亦心中海佩剣と振与ウ海空切之ニヤ一
何向平ウチ多々飛之風雨針之者ニヤウ

龍楽堂

三十五年 伊予保方 細川慶長

又本年七西京行乗落有之様様之ウ来九月次
内定ニヤウ

伊予保方 飛

伊予保方

材有之者あり曰く底味多部直共私邸中
演説を為す様様之ウ来九月次
心少クニヤウ
亦之隠於内國を攻撃す様様之ウ来九月次
此之素守る様様之ウ来九月次

此内國ハ
國體ニヤウ
下ニヤウ

蜀

桂、枚、沈、と、共、日

道

自由、平等、権、復、の、爲

○ 伊、東、の、大、學、校、に、入、る、也

松、方、十、七、日、神、戶、に、來、り、て、居、る、也

山、縣、を、二、十、二、日、大、城、に、出、て、居、る、也

伊、東、の、山、縣、に、來、り、て、居、る、也

大、阪、に、來、り、て、居、る、也

松、方、十、七、日、神、戶、に、來、り、て、居、る、也

三十二年

壬月廿五日、於、神、戶、に、居、る、也

新、國、操、縦、を、以、て、憲、法、を、論、じ、憲、法、亦、亦、敢、て、以、て、新、國、操、縦、を、免、れ、成、る、可、し、要、は、立、憲、の、時、也

一、諸、親、友、等、新、國、に、成、る、に、對、し、て、是、に、

や、或、人、は、新、國、に、對、し、て、民、主、の、身、を、以、て、是、に、

對、し、て、居、る、也

擇、ん、だ、立、憲、を、奉、り、て、大、德、を、行、ひ、し、て、是、に、對、し、て、孤、立、を、

認、識、せ、し、ま、は、し、て、大、德、を、奉、り、て、居、る、也

立、憲、の、二、外、に、是、を、認、識、す、る、自、憲、國、民、は、是、を、認、識、す、る、

長易を存し、魏高、時并所、多く其心を
安し

大隈、力多、

桂子、治せぬ、自害、痛み、成り、山後、今、
難局、臨りし、桂子、自害、痛み、成り、山後、今、

信意、行、上、移、方、地、租、借、徴、断、行、責、任、あ、り、
焼、て、窮、地、上、擗、一、平、を、奪、取、り、し、こ、を、治、す

初、こ、の

固、田、安、渡、増、校、業、梁、議、久、不、成、立、
今、を、考、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、
承、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、

承、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、
承、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、

承、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、
承、り、し、し、年、に、増、校、税、を、徴、し、

義、あ、り、し、

方今我農産物廉價なるも物々七億圓以下
の好い國家農産物の改良を急ぐべき一割
昂ち七千圓の増収を以て疑はばし

三十二年

十二月六

帝國議會開院式

午前九時三十分議院出頭

皇帝臨御 沙和朗 演 平白 退席

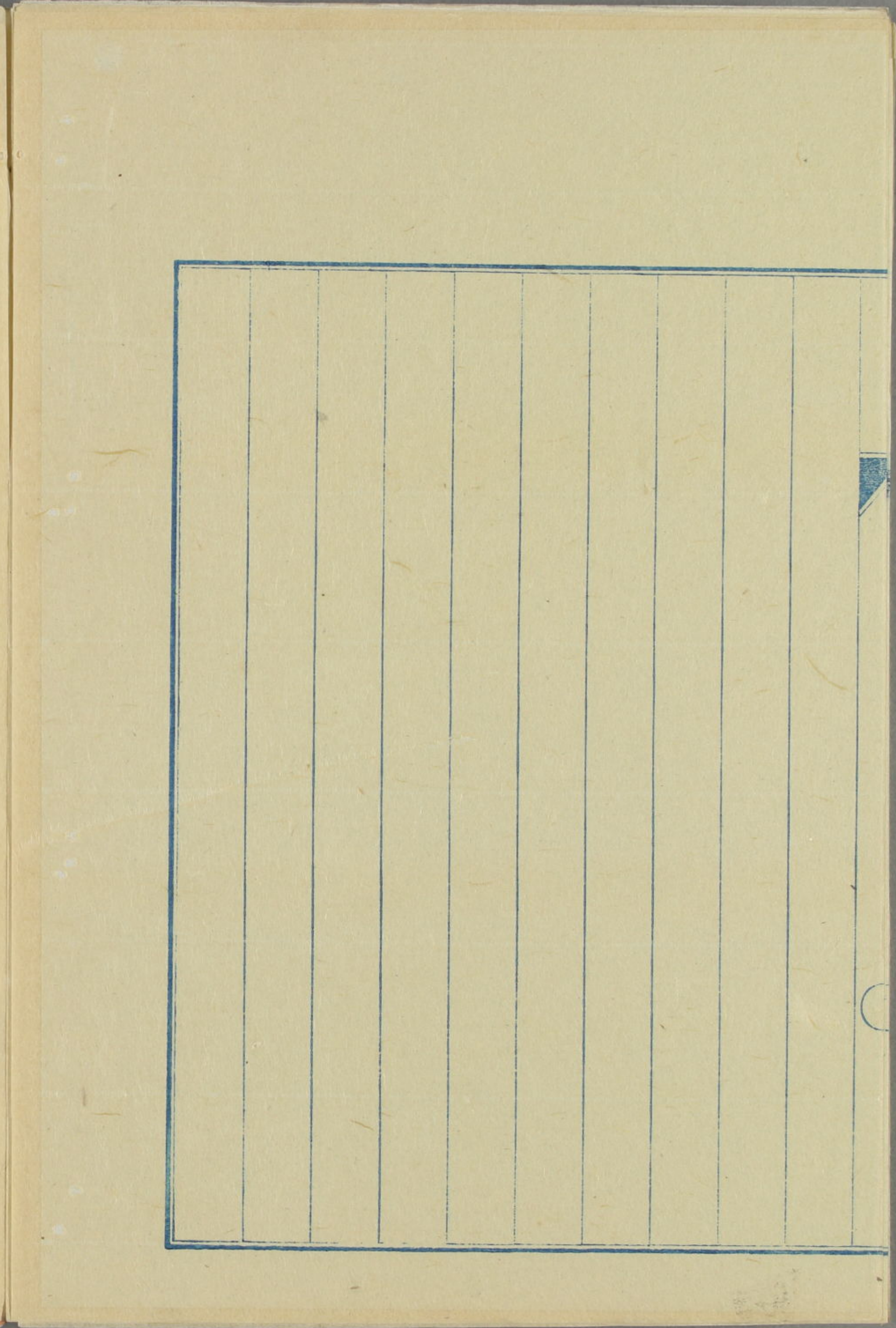
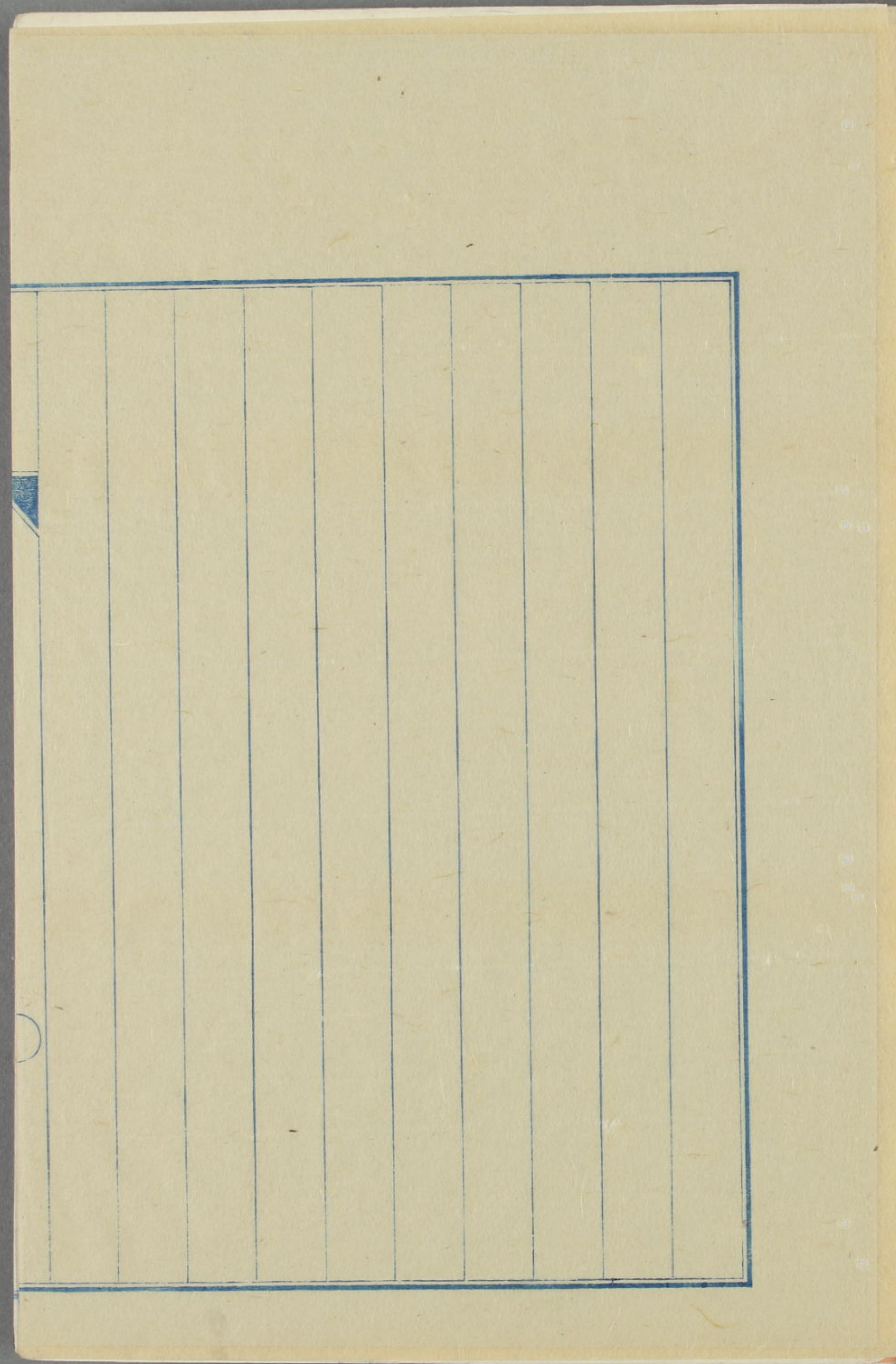
口 野 日 曜

口 野

議長 奉答 及 詔 誦

議場 終 午 全 院 議 長 授 票

各部 於 常 任 各 負 授 票



日四廿	日六十	日八十	十月
	修禱寺 成澤洞	成澤洞	
日五廿	日七十	日九十	日一
	熱海 金山	山縣 湯	
日六廿	日八十	日十	日二
	熱海 新		
日七廿	日九十	日一十	日三
會 八白 松北 者	聖 上 院		天 長 節
日八廿	日廿	日二十	日四
			議 松 方 卯 會
日九廿	日一廿	日三十	日五
	大 坂 三 時 參	山 縣 桂 平	
日卅	日二廿	日四十	日六
			山 縣 湯
日一卅	日三廿	日五十	日七
		宿 沼 澤	

三十七年

日四廿	日六十	日八十	月
日五廿	日七十	日九十	日一
日六廿	日八十	日十	日二
日七廿	日九十	日一十	日三
日八廿	日廿	日二十	日四
日九廿	日一廿	日三十	日五
日卅	日二廿	日四十	日六
日一卅	日三廿	日五十	日七

思想錄

戊戌晚秋

日四廿	日六十	日八	月
日五廿	日七十	日九	日一
日六廿	日八十	日十	日二
日七廿	日九十	日十一	日三
日八廿	日廿	日二十	日四
日九廿	日一廿	日三十	日五
日卅	日二廿	日四十	日六
日一卅	日三廿	日五十	日七

日四廿	日六十	日八	月
日五廿	日七十	日九	日一
日六廿	日八十	日十	日二
日七廿	日九十	日十一	日三
日八廿	日廿	日二十	日四
日九廿	日一廿	日三十	日五
日卅	日二廿	日四十	日六
日一卅	日三廿	日五十	日七

中元年世平川帥之移住也大久保
一翁入東曰苦之永田可也也也
之之之之之之之之之之之之之之
得世世世世世世世世世世世世
黃之之之之之之之之之之之之
之之之之之之之之之之之之
讀之之心為海風之綠松青松
之之之之之之之之之之之之
如學下人生

みゆ裡ぞあしからん
あはれ花の原野
の邊りて道なる
まじと見えぬ
ちゆ道
諸の江と城と築きし
其の次
我庵いはふ杉原つゞき
海山
富士の高根を
軒端のきがえり

け歌のきりあまき
自然な一おし長き
をふしとあらば

戊戌十のりききり
おし

大久保一お子
細井平河
幅を指の
つあうて予の贈ら
曰く世幅を
むし
尾張ら
將軍文恭院
取心
南上
白雲
將軍
細井
時より
法也
細井
物
お銀
予の家
あはれ
おし

先生之鷹山唱秀其志補世の
 徳ありて揚世をくくを及
 去非伊世公菊仙其刀亦百人考
 畫法に時^綴密と厚く明人より力
 あつて考るべき世に偶に平河
 山にありて女^母之優格にあり
 ことまた人なきあり

記念

一 古くは下司、久次、高陽、お家と礼を
 魁首あり

一 首非お曰く、世界に起る混りあり

一 徳彰之初め、松井、平河、新井、綱

君器を以ては、居る力とありて、今民の自
 由とありて、その如く、人勢も、廣く、
 威権は、以て、柳、民権、とありて、
 此、土州、民権、自
 由、とありて、元來、土佐、人、の、氣、
 風、を、守、り、て、

西に自らし如き軍隊不人望の七月其以説
を利用するに難儀有り又板垣を以て日
を以て施行するに如き其に板垣を以て
めたりと後板垣を以て其に板垣を以て
は其に新築し之を板垣を以て其に
今之を以て自ら説く板垣を以て其に
板垣を以て後板垣を以て其に板垣を以て
其に板垣を以て其に板垣を以て其に

嘉祥伯元年久光公之病篤也抑方と年一
大血位と年一薩摩の別久光公在以此為因
と久光受を以て其に板垣を以て其に
前々其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に
其に板垣を以て其に板垣を以て其に

道育と拒絶されぬ^ス對^ス款^ヲ許^サレ^ルは
方篤疾^疾所^所去^去井^井之^之末^末と^と頌^頌の^の歡^歡也^也
性^性平^平と^と謙^謙下^下席^席と^と柔^柔ゆ^ゆて^て更^更に^に去^去井^井之^之
辭^辭法^法と^と惜^惜思^思は^はる^ると^と後^後中^中に^に至^至成^成之^之初^初
本^本同^同粒^粒下^下と^と暗^暗転^転と^と子^子と^と悔^悔心^心は^は是^是
后^后は^は乃^乃是^是之^之被^被之^之教^教を^をこ^こら^ら及^及幼^幼少^少の^の
十^十ト^ト以^以て^て改^改め^めり^り去^去井^井も^も生^生涯^涯一^一分^分相^相得^得の^の
心^心に^に歡^歡心^心と^と云^云ふ^ふ所^所に^に至^至る^る粒^粒神^神の^の徳^徳也^也

葉外と本中との
内系(日陳家對)
辰系(滋)と(好)

此時書外系(陳家)
辰抗也

去井の(遊)と(豊)陽(此)の(夜)
是(る)辰(系)と(定)格(ク)が(キ)リ(ト)シ
久(野)平(以)收(レ)る(辰)レ(是)レ(本)凡
の(前)此(ニ)ラ(ガ)ル(カ)
後(カ)平(系)の(ニ)テ(キ)

黒田の事

三十三

後藤家も亡滅、濛々として居るは、時未だ多
 黒田曰く、然らん親父死んで、平手曰く、不道、何の池上
 の之、何、梅、多、酸、狂、し、祈、誓、者、と、い、は、れ、義、左、五、三、海、と、
 亂、言、也、後、藤、家、も、い、と、あ、も、と、い、は、れ、貴、い、い、あ、れ、あ、り、
 我、等、は、ま、あ、り、と、財、産、を、取、り、し、川、上、と、い、は、れ、
 此、の、あ、り、の、事、は、い、
 夜、の、事、也、

十二師團ニ増加

12
72
x 600
4320
720
17520
360
36
2160

即ち新タニ増加シテ五個師團トシテ今一個師團ノ

歩兵ノミトシテモ四聯隊ニシテ五師團ニシテ二十聯隊ノ

増加シテ一聯隊ノ歩兵ノ大員ハ約三千人ニシテ

五個師團ニシテ約六万人ナリ

今徴兵ノ年限ハ三十年ニシテ其ノ壯年血氣ノ男子

ヲシテ徴兵ノ役ニ従事セシメテ強壯ノ業ヲ務ム

従事セシムトセンニ一日平均ノ所得高ハ三十餘金ト

假定スルニ一月ニシテ約十圓トシテ一年ニ百二十圓トシテ年

三百六十回ニシテ六万人ニ對シ二千一百六十万円ノ
 徒費ナリトス即チ毎年七百二十万円ノ徒費ニテ之ニ
 カルニ者兵員ガ一ヶ年ニ徒食元費用并ニ被服
 諸給與等ノ費用ヲ合計スルハ少ナクモ一ヶ年百
 萬圓ト云ハ一ヶ年百五十二万四千多キニ達スル(馬負一人
 科被服馬具雜) 陸軍軍備ノ便モ亦高價ナリ
 費平均六円ト假定ス 國家ノ独立保衛ノ上ニ此ノ必要ナリ
 一ヶ年百五十萬圓ノ兵員ニ對シテ此ノ費用ニシテソノ他
 砲臺騎兵工兵輜重等ノ如キモ此ノ比ニ較ビ倍カセルニ
 似リ之ヲ算スルニ月々其ノ費用百萬ニ達ス大ナリトス

二十七八年

朝鮮支那ノ邊境漸次紛擾

- 一 千人 戦死
- 一 萬人 病死

日本

○ウラガス 銃造成就日

一 兵勇乃至六萬兵 二 國名ニウラガス 雨敵研

一 二三十 三 運送

○支那支那兵

一 四千人 支那

一 千九百六十四 支那

十七年

丁巳年

海舟先生自畫墓石圖

余予曾訪海舟先生曰身年

還曆。頑健無此。不知死生之

為何事。以集石自慰耳。

相筆。此圖以贈中余。余自志。

此圖以贈中余。余自志。

惟中書 片年二月 先生遠然而逝
 余於先生交 匪密無間 留此圖于我
 茲以會也 百日 忘長裝 鐵一幅
 千束新營 聞他日 因此圖 作墓
 以謀不朽 親戚故友 柳書 了 紀
 以存之 勝伯 爵家 之 甫

明治三十二年 五月 辱知在島 祇百

吳氏 何處 亦日 筆舊蹟 此
 營 邱 五 輪塔 表 千 年 德
 皎月 清風 吊 海舟

二十九年

月一日出院 席次未定 章標受取

二日日曜

三日出院

四日出院 上右 小學修身教書回庫編纂

五日出院 上右

六日休

七日出院

八日休

九日日曜

十日出院 上右 議院法九條改正否決記名投票

十一日紀元節 曠所太拜宮中參賀

十二日 鐵道敷設中改正法案

此夜 朝鮮王 德壽宮 候館 教金宿集

十三日 雪清曆新年

十四日 朝鮮變 折田黑田訪

十五日 衆議院 上藤行幹 停議會

十六日 出地留 紅葉館 松方土方

十七日 伊藤到黑田 訪黑田 訪松方

十八日 九鬼到東京 伊藤到 大八夜到黑田

十九日 訪東久世 各大臣會 伊藤首相即

廿日大雪

二十九年三月十二日 朝鮮變

牙山豊島に及び可松方を傷

松方曰く此は巻尾に記すヨウカ

本經方より鮮之改草共ありてヨウカと云はれし
伊藤がし其しとありしが今果は村に傳へ
一印法廷家北が伊藤の勅をこれに
平康之及

平康之及

松方曰く月分の野村に傳へるべきなり此坊に在り
りて活筆なり和名を古省省を成清帝書
和書を記す此は正我坊にありてなり

松方渡南

傳

日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月

勝日

書きたん七金を拵り慣習をんが今十萬金を
手に入れたらぬやうして之を拵るに

防衛の印のうら十萬金を拵る

能く柱を伝へての目や懐疑の事

可き事あるし此は世に知られしは方十

と一防衛の事と云はれし事也

懐疑の事

勝日海に勝ぬやうに拵る事ありけり大丈事が

A large rectangular frame with vertical lines, likely a ledger or a table for recording data.

日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月

下月百回日取子少十拾五萬回之地所
より七子の責に候に支那の好客サセタ
書多に代に印中ノ事

日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月 日月

可平 洋行 三十一日

后信 大臣 未松 謙隆

次官 田健 三介

管船局長 佐藤 秀野

主吉 榎 宗

可平 洋行 三十一日

后信 菅 芳内 謙正

后信 菅 古市

管船局長 山野 伊吉

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

以上所行達二好者所記

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

三十年

清國正勸業

板垣叔奇稿末

清國正陸科

岡本謙事

伊香八洲記

成辰屋集

三條公家集

